

広島県告示第八百八十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第四十九条の規定によって、生活保護法による医療を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十四年十一月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
谷本メデイカルクリニック	呉市三条四丁目四番一―二号一階	平成二十四年一〇月一日
アロー薬局 東中央店	呉市東中央四丁目六番一号	平成二十四年一〇月九日
ふの薬局	三次市布野町上布野字小原一四九一 番地二	平成二十四年一月一日
ウオンツ三次東薬局	三次市南畑敷町三三〇番地一	平成二十四年一月一日